

埼玉県川越建築安全センターからのお知らせ

令和2年4月より、一部業務の審査等担当を

本所〔川越建築安全センター〕から東松山駐在〔川越建築安全センター
東松山駐在〕

に変更します

※各申請(提出)の市町村の受付窓口に変更はありません

◆対象区域

東松山駐在管内（坂戸市、鶴ヶ島市、東松山市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村）

◆主な業務区分等

業務区分		審査等担当	
		令和2年3月31日まで	令和2年4月1日以降
建築基準法	・建築確認、計画通知（1～3号建築物）	本所 （川越建築安全センター） 川越市新宿町1-17-17 ウエスト川越 4F TEL 049-243-2102	東松山駐在 〔川越建築安全センター 東松山駐在〕 東松山市六軒町5-1 TEL 0493-22-4340
	・許可、認定等（1～3号建築物）		
	・法に基づく縦覧		
	建築協定 一団地認定		
埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱	・建築事業報告（1～3号建築物）		
埼玉県福祉のまちづくり条例	・特定生活関連施設新築等届出・通知		
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	・維持保全計画等の認定		

※ 上記の業務に係る相談業務も含まれます

※ その他の業務に審査等担当の変更はありません

※ 現在も東松山駐在にて審査等行っている4号建築物の建築確認等は、引き続き駐在が所管となります（限定特定行政庁を除きます）

※ 各申請（提出）の受付窓口に変更はなく、従前のとおり各市町村です